

運輸安全マネジメントの実施規程

株式会社 東陽運輸
平成19年4月1日制定

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第15条及び第24条の3の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、次のような輸送の安全に関する基本的方針を設定し、内部に周知する。

- 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また社内において輸送の安全の確保に主導的役割を果たす。
- 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を図る。
- 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 社長は輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる重点施策を実施する。

- 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守する。
 - 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
 - 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施する。
- グループ企業は関係各社が密接に協力することにより、一丸となって安全性の向上に努めること。
 - 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全確保を阻害するような行為を行わない。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 社長は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、達成したい成果として、次のような指標を用いて目標を策定する。

- 事故件数

(輸送の安全に関する計画)

第六条 社長は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、また、自社の人材、車両、事故の状況、現場の声や過去の計画の実施状況等を勘案し、現状の問題点を把握すること等により、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップ（社長又は実質的な経営権を持っている者をいう。以下同じ。）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップはPDCAサイクルにより継続的な輸送の安全性向上を図るなど、輸送の安全確保のための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確保し、必要な改善を行う。

4 経営トップは、輸送の安全確保について、次のような責任ある体制を構築する。

- 安全統括管理者
- 運行管理者
- 整備管理者

4 その他必要な責任者

5 安全マネジメントを担当する要員等輸送の安全に関する組織体制や指揮命令系統を作成し、その組織図を作成する。

6 運転者等社員は、前4項による者等の指示を受けるほか、常に安全の向上に資する技術等の向上を図り、輸送の安全確保を行う。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第八条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、重点施策を着実に実施する。なお、実施にあたっては、お互いの顔が見えやすい等各営業所の規模、特徴を活かして、情報の共有の方法や研修の方法を工夫する等により輸送の安全確保を図る。

(輸送の安全に関する費用の支出及び投資)

第九条 社長は、輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。その際、自社の人材、車輛、施設等の実態を把握し、事故やヒヤリハット情報等を十分に分析のうえ、輸送の安全対策が効率的に行われるよう、重点的に費用支出及び投資を行う。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十条 社長は、輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関して、運転者等による営業所内における意見交換等により双方向の意志疎通を十分に行い、ヒヤリハット情報等について適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

2 社長は、伝達した者に対して、マイナス評価を行わない等の環境を整えることにより、現場の社員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるようとするものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統)

第十一条 社長は、事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制を整備し、これらの報告が速やかに社内伝達されるようにする。

なお、報告連絡体制の整備に当たっては、以下に点に留意する。

- 一 事故、災害等が発生した場合、当事者は直ちに報告するとともに、社員が第一報を受け、速やかに経営トップ又は必要な部局等に伝達する体制とする。
- 二 社内の報告連絡体制の周知を図り、社員がそれを熟知することにより、事故、災害等が発生した後の対応を円滑に進める。
- 三 報告連絡体制は、有効に機能するように社内訓練を行う。

2 社長は、自動車事故報告規則に定める事故、災害等があった場合は、国土交通大臣へ必要な届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十二条 社長は、輸送の安全に関する目標を達成するため、運転者等の年齢、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設を活用すること等により、必要となる人材育成のための教育及び研修を着実に実施する。

(安全に関する内部チェック・業務の改善に関する事項)

第十三条 社長は、安全マネジメントの実施状況等について、少なくとも1年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部チェックを行う。また、重大事故、災害等の発生した場合には緊急に内部チェックを行う。

2 社長は、前項の内部チェックの結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

3 社長は、悪質な法令違反等により重大事故を起こしたような場合においては、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報公開等に関する事項)

第十四条 社長は、①輸送の安全に関する基本的な方針、②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(前年度の総件数及び事故類型別の事故件数)について、本社営業所に掲示する等により、毎年度、外部に対し公表する。

2 社長は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、本社営業所における掲示板等により、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十五条 社長は、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、目標、計画及びチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する。

2 前項書面で記録した情報については、原則として記録後3年間保存する。

附則

本規程は、平成20年4月1日から実施する。